



農薬は適切に保管し 正しく使いましょう

問い合わせ先

農政課 農業振興班

(合志庁舎)

☎(248)1445

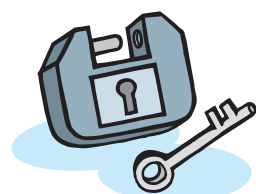
農薬は、農業生産の安定や森林・牧野の保全のために開発されたものです。それぞれの目的に沿って使われてこそ大きな効果が得られます。その保管・使用にあたっては、次の事項に留意して適切に取り扱いましょう。

農薬の保管

農薬は子どもや第三者が触れたり、持ち出したりできないよう、十分注意してください。

- ① 農薬保管庫には、必ず力ギをかけましょう。
- ② 食品と区別して冷涼、乾燥した場所に保管しましょう。
- ③ ほかの容器への移し換えは、誤飲・誤用の原因となるので絶対にしないようにしましょう。

- ④ 保管時の注意事項がラベルに記載されている場合は、記載事項に従いましょう。
- ⑤ 毒物および劇物に該当する農薬は、毒物及び劇物取締法の規程を遵守しましょう。



農薬使用基準の遵守

農薬取締法の改正(平成15年3月10日施行)により、次の事項は農薬使用者が遵守すべき事項(Ⅱ農薬使用基準)として新たに義務づけられたものです。これに反すると処罰(3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、または併科)の対象となります。

- ① 農薬登録(農林水産省登録

目的外使用の禁止

農薬の不適切な使用や不法な処分は、野鳥や魚、犬猫等の死亡事故へとつながる恐れがあります。農薬はラベルに記載された目的や方法に沿って正しく使用し、目的外に用いないでください。

農薬散布に際する 周辺への連絡、 飛散防止等

農薬散布に先だって、周辺の作物、飼育動物、住宅、水路等を点検し、必要に応じて事前に関係者と協議を行なうようにしましょう。農薬が周囲に飛散すると、人や動物、魚、ミツバチ等に思わぬ被害を及ぼすことがあるほか、隣接する田・畑の農作物に飛散した場合は農薬残留や農薬の適用外使用に結びつく恐れもあります。風のある時は散布の中止や、微風でも常に風向きに注意をしながら周辺に飛散することのないよう配慮してください。

防除日誌の記帳

防除日誌は、農薬使用基準を守り適正使用したことの証となるとともに、翌年の防除計画の参考にもなります。作物毎、ほ場毎に必ず防除日誌を記帳しましょう。

不要農薬等の処分

使用禁止農薬や有効期限切れ、農薬登録失効等の不要な農薬は、専門の処理業者に依頼するなど適切に処分してください。農薬は不要なものでないよう計画的に購入、使い切るよう心がけましょう。この際、在庫数量を記録しておくと便利です。

農薬残液の処理

農薬は、残液の出ないようにならなければならないようにしてください。種子消毒剤のように残液が生じる場合には、専門の処理業者に処理を委託するなどして適切に処理します。同じ防除機器で連続して複数の農作物を対象とした病害虫防除を行なう場合は、タンクやホース内に農薬が残らないよう対象となる農

空容器の処理

農薬が入っていたプラスチックボトル、ガラス瓶、アルミ袋等は捨てたり、焼却(野焼き禁止)したりすることはできません。専門の業者に依頼して適切に処理してください。

流出等事故があった 場合の迅速な対応

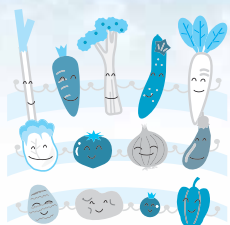
農薬の流出等の事故があった場合には、直ちに消防署119番および左記番号に連絡し応急の措置を講じてください。

西消防署

☎(242)1115

泉ヶ丘消防署

☎(248)4731



農薬を散布する際は、農薬ラベルに記載された散布時の注意事項を遵守し、マスク、手袋、メガネ、帽子、防除衣等の薬剤に見合った保護具を着用してください。散布が終了したら石けんで手足を洗い、うがい等をしてしましょう。散布後、体調不良など中毒の疑いのある場合は、直ちに医師の診断・手当を受けてください。